

4 月上旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<h3>即使没有收入也请办理所得申告</h3>	<p>収入や所得がなくとも所得申告をしてください</p>
<p>医療保険費是根据收入所得来决定的。如果所得收入没有申告，则不能正确计算保险费及判断非课税家庭，因此可能会被收取高额保险费，以及影响高额疗养费的判断。</p> <p>4 月 15 日(周一)之前请务必提出申告。</p> <p>已经做了确定申告或是市・府民税申告的人则不需要重复申告。</p>	<p>国民健康保険料は、所得額をもとに算定します。収入や所得の申告をしない場合は、保険料の算定や非課税世帯の判定が正しくできず、高額な保険料を請求することもあります。また、高額療養費の区別判定にも影響します。4月15日(月)までに必ず申告してください。なお、確定申告や市・府民税の申告をされた方は必要ありません。</p>
<p>询问处: 医療保険室 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>問合先：医療保険室 保険料課</p>
<h3>可以申请就学援助费</h3>	<p>就学費用を援助します</p>
<p>由于经济方面的理由不能使孩子接受学校义务教育的保护者，经过审查后能得到部份就学援助费。</p> <p>(需要对收入等进行审查)</p> <p>◇申请方法: 请去各所在学校领取申请表，填写必要事项后在 4 月 10 日(周三)~4 月 30 日(周二)之间向所在学校(小・中学都有在校生时只需在任何一处即可)或是学事课递交。(不可邮寄)</p>	<p>経済的な理由で、子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者を対象に、就学費用の一部を援助します。</p> <p>(所得などの審査あり)</p> <p>◇申込方法: 各学校で配布される申請書に必要事項を書いて、通学している学校(小・中学校両方に子どもが通学している場合はどちらか一方)または学事課へ4月10日(水)~4月30日(火)までに提出してください。(郵送不可)</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合先：学事課</p>
<h3>可以借贷奖学金</h3>	<p>奨学金をお貸しします</p>
<p>居住在本市，由于经济方面等原因，对在校学习发生困难的人，经过调查评审后可借贷奖学金。</p> <p>【高中、高等专门学校(1~3 年级)】 50 名左右 贷款额(月額): 国公立=8000 日元 / 私立=13000 日元</p> <p>【高等专门学校(4・5 年级)、短期大学、大学】 20 名左右 贷款额(月額): 国公立=14000 日元 / 私立=17000 日元</p> <p>※ 申请方法: 请去学事课或在读学校领取报名表、推荐报告书以及其所需资料在 4 月 10 日(周三)~5 月 20 日(周一)之间递交到在读学校。</p>	<p>市内に住んでいて、経済的な理由で学校での勉強に不安のある方を対象に、選考の上奨学金をお貸しします。</p> <p>【高校、高等専門学校(1~3 年生)】 50 名程度 貸付金額(月額)：国公立=8,000 円 / 私立=13,000 円</p> <p>【高等専門学校(4・5 年生)、短期大学、大学】 20 名程度 貸付金額(月額)：国公立=14,000 円 / 私立=17,000 円</p> <p>◇申込方法 学事課または在学の学校にある願書、推薦調書に必要な書類を添えて、4月10日(水)~5月20日(月)までに学事課へ届くように在学校へ提出。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3272 / FAX 06-4309-3838</p>	<p>問合先：学事課</p>

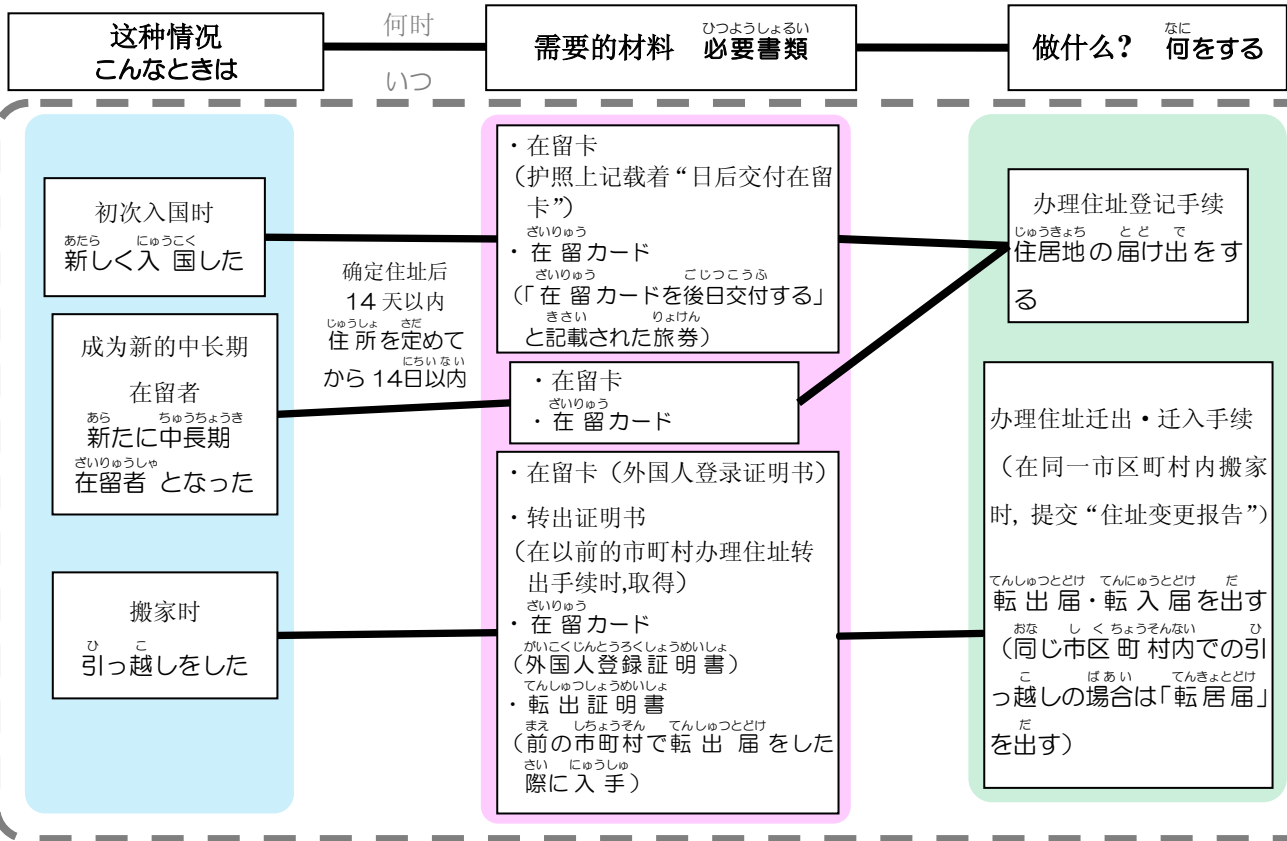


IV-1 在留卡

2. 在市区町村办理手续

IV-1 在留カード

2. 市区町村での手続



在关西机场、成田机场、羽田机场、中部机场，由于取得上陆许可成为中长期在留者时，就会被交付在留卡。如果从其他机场或海港等地入境时，在留卡在你所居住的市区町村办理登记手续之后会被邮寄到你的住所。

在在留卡上，记载着正面半身照片、姓名、国籍・地域、出生年月日、性别、居住地、在留资格、在留期限、有无工作限制和取得资格外活动许可时的要点。其中，有关住址的手续到市区町村办理。

如果搬家到新的城市，在以前的市町村役所办理迁出手续之后，搬后在 14 天以内到新住所的市区町村办理迁入手续。此时，和在留卡一起办理迁入・住址变更手续的话，就无需到入国管理局办理住址变更手续。

<摘自大阪府国际交流財団OFIX网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

関西空港、成田空港、羽田空港、中部空港では、上陸許可により、中长期在留者になった場合は、在留カードが交付されます。その他の空海港などから入国する場合は、あなたが住居地を市区町村に届け出をしてから在留カードがあなたの所に郵送されます。

在留カードには、顔写真、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、住居地、在留資格、在留期限、就労制限の有無、資格外活動許可を受けている時はその旨が記載されます。このうち、住居地に関する手続きは市区町村に届出をします。

新しい町へ引っ越しをする場合は、前の市町村の役場で転出届を行い、その後、新住居地に移転した日から14日以内に新しい市区町村で転入届を行います。その際、在留カードと一緒に転入・転居届をすれば、入国管理局へ住居地変更の届出はする必要はありません。

<大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

东大阪市国際情報广场	提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文	Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823
大阪府外国人情報处	英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰国语	Tel 06-6941-2297

